

平成24年度事業計画

I. 現状認識

東北地域は人口減少や高齢化等日本が抱える構造的課題が先行的に進んでおり、これまで産学官が連携し東北地域の自立的な発展に向けたイノベーションの創出や先端産業誘致、交流人口の増加による観光産業振興等へ戦略的に取り組んできている。

こうした中で昨年発生した東日本大震災は東北の太平洋沿岸地域を中心に壊滅的な被害を与え、福島県においては原子力発電所の事故が重なり一層深刻な状況をもたらした。この震災により、当会がかねてより地域の自立とリダンダンシー確保の観点から必要性を主張してきた道路・港湾をはじめとするインフラ整備の重要性が証明される結果となった。

震災から一年を超え、被災した製造拠点や寸断されたサプライチェーンの回復が進み、鉱工業の生産活動は震災前に近い水準にまで回復してきており、個人消費も堅調に推移している。また、復興特区の認定、福島復興再生特別措置法に基づく再生計画の推進、域外企業や研究機関の被災地への立地表明、命の道として認識された高速道路の整備促進、東北観光博覧会の開催等、復興に向けた歩みが着実に始まっている。

しかし、太平洋沿岸部では他の自治体との瓦礫受け入れに関わる調整が進まず、瓦礫処理が遅れており、加えて建設関連業界の人手不足もあり、地域再生の足かせになっている。また、安定した雇用の場である水産加工業等をはじめとする地域産業の復興が遅れており、雇用問題が顕在化している。さらに、農林水産業においても農地の堆積物の除去や除塩、漁港や加工施設の復旧等、多くの課題を抱えている。

被災地の中でも福島県は、一部地域において放射能の汚染状況等に応じた生活や生産活動の制限が続いている。職場の喪失や健康への不安等から、生まれ育った故郷へ帰還できない住民も多く、いまだ震災復興が思うように進められない地域もある。また、全県的に見ても住民の健康不安の解消や風評被害の払拭が課題になっている。

今後の東北経済を取り巻く環境においても、復興事業の本格化による経済の活性化が期待されている一方で、一旦沈静化しつつある欧州経済危機や円高問題の動向、原子力発電所の停止に伴う電力の供給不安等の課題や不安材料が山積しており楽観はできない状況にある。

以上のように、被災地の復興、福島の再生、将来に向けた東北の基盤づくりや喫緊の課題への対応を同時に進めることが求められる厳しい状況にあるが、これに怯むことなく震災からの復興をバネとして、象徴的な復興事業の推進をはじめとする東北の未来に繋がる戦略的な取り組みを一層強化していく必要がある。

II. 基本方針

平成24年度は、東日本大震災からの復興を軌道に乗せる「復興元年」となる。また、新しい、力強い東北を創造していくための重要な年でもある。当会としても「東北は一つ」という設立以来の基本理念のもと、「必ずや東北を復興させ、自立ある発展へ導く」という強い気概を持って、以下に示す3つの柱と重点施策に沿って事業運営に当たることとする。

1. 東日本大震災からの復興と新生に向けた取り組み

(1) 被災地域の復旧・復興に向けた支援活動の実施

大震災からの本格的な復興に向けて、産業の復興や雇用の創出に必要な具体的な提案を行っていくほか、地域産品の風評被害払拭と販売促進に向けた取り組みや、被災地域における復興プロジェクトの実現支援、復興後の新しい都市・産業のあり方に関する調査研究等に取り組む。また、電力の供給不安が復興の足かせとならないよう、必要な方策等の提言を行っていく。

(2) 福島の地域再生に向けた取り組み

福島の地域再生に向け、徹底した除染や汚染廃棄物の円滑な処理について、国等関係機関に強力に働きかけを行う。また、農林水産業や観光産業をはじめとする産業復興に向けて、福島県産の農林水産物や加工食品等の販売促進、観光イベントやコンベンション等の福島県内での開催促進、被災企業や伝統産業における新製品、新技術開発等の支援に取り組んでいく。

(注)「東日本大震災からの復興と新生に向けた取り組み」の具体的な事業については、4ページ以降、下線にて表記

2. 2030年ビジョンを踏まえた重点施策の展開

当会が「2030年に向けた東北ビジョン」でとりまとめた東北が目指すべき3つの将来像、「豊かさで成長が実感できる東北」、「生き生き元気な暮らし良い東北」、「若者の夢と希望を叶える東北」は、東日本大震災からの復興を成し遂げ、さらに将来の自立ある発展を実現するための指針となるものである。このため、2030年ビジョンで掲げた将来像の実現に向け、次の3点を重点施策に据えて積極的に事業を展開する。

重点施策1：地域産業の競争力強化

地域企業の競争力強化に向けた実践的な支援機関として昨年当会が設立した東経連ビジネスセンターの活動を通して、企業・産業の成長や高付加価値化、雇用の確保、海外事業展開を促進するとともに、大震災からの産業復興に向けた支援活動を強化する。また、自動車や半導体、医療機器等の新たな産業集積を促進するため、産学官連携や産産連携等による持続的なイノベーションの創出や研究機関の誘致等に取り組む。さらに、第一次産業の活性化を図るための農商工連携の推進、観光産業の復興や交流人口の拡大に向けた広域観光事業を展開していく。

重点施策2：東アジア経済圏との連携強化

中国をはじめとする東アジア経済圏が世界の成長センターとして成長を続ける中で、その活力を取り込むことは、地域経済の発展の契機となるとともに、新たな可能性も広がっていく。このため、国際物流戦略の展開強化、地域産品（農林水産物、加工食品等）の認知度向上や販路拡大等により、東アジア経済圏との連携強化に取り組んでいく。また、日中国交正常化40周年を踏まえた交流事業等を通して、中国との経済交流の拡大・深化を図っていく。

重点施策3：地域の持続的発展のための基盤整備

基礎的社会資本の整備は、地域間の広域的な連携・交流を深化させ、地域経済の自立・発展を促す。また、東日本大震災において、日本海側から太平洋側への支援が大きな役割を果たしたように、災害に強い地域づくりを進めていくには、いざというときに東北が一体となって、互いに支えていく体制を強化しなければならない。東北の一体的な発展と災害時の多重性の強化の観点から、高速道路や港湾・空港、情報通信基盤等の産業インフラの整備とネットワーク化に取り組むとともに、県境や官民の枠組みを超えた広域連携の強化を図る。

3. 事業基盤の強化

公益法人制度改革に対応し、平成25年4月1日の新法人への移行実現に向けて万全を期し、新たな活動体制への円滑な移行を図る。

また、会員とのコミュニケーション強化や新規会員拡充に向けた働きかけを積極的に行い、当会の活動基盤充実に努める。

Ⅲ. 重点事業

重点施策 1：地域産業の競争力強化

重点事業 1：「東経連ビジネスセンター」の活動を通じた地域企業の競争力強化

(1) マーケティング・知的財産事業化支援事業の実施

◎中堅・中小企業、ベンチャー企業に対し、特許取得・活用方策、市場調査、提携戦略等の経営課題について、企業の実態に応じて支援内容を組み換えながら、戦略的な実践的支援を実施する。

(2) 産学連携・アライアンス支援事業の実施

◎企業ニーズと大学の優れた研究シーズのマッチングによる、産学連携プロジェクトの創出、企業間の連携による新製品開発と事業化を支援する。

(3) グローバル・ビジネス支援事業の実施

◎中国における東北の中小企業の販路拡大等を支援するため、中国江蘇省無錫市に開設した東経連ビジネスセンター中国事務所ならびに東北域内企業の製品展示コーナーを活用して、東北の企業と中国企業とのビジネス連携を支援する。

(4) 先端的な自動車関連産業の集積促進

◎次世代の車作りに必要な技術を東北の企業が完成車メーカーに対して提案する「東北地域の車を考える会」を通して、自動車関連産業の集積を促進する。

(5) ビジネス講座の開催

◎経営戦略上の重点事項、支援ノウハウの普及に資するため、東経連ビジネスセンターの支援専門家等による企業支援ノウハウに関する講座を開催する。

(6) 震災復興支援プロジェクトの実施

◎域内外に東北の地域産品の購入を促す「BUY東北運動」の一環として、Webショップのポータルサイト「買おう！東北」の商談機能を強化するとともに、域内外での展示商談会への東北企業の出展を支援する。

◎福島県等における除染を促進するための技術開発や、被災企業や伝統産業における新製品、新技術開発等の支援に取り組む。

重点事業 2：先端技術等を有する企業・研究機関の誘致、集積の促進

(1) 国際リニアコライダー（ILC）誘致活動の強化

◎東北復興のシンボルともなる国際リニアコライダー（ILC）の東北誘致に向け、当社が事務局を務める「東北加速器基礎科学研究会」の活動を強化するとともに、関係機関と連携してILCが東北の復興・発展に果たす役割等について取りまとめる。

- ◎大型加速器施設等に関する視察会、加速器技術の産業応用に関する講演会を開催し、I L C誘致への理解促進を図る。
- ◎I L Cの東北誘致に向け、政府等の関係機関に要望活動を実施する。

(2) 先端産業の集積促進に向けた取り組み

- ◎「ものづくり」の基盤強化と先端的技術への知見を深めるべく、産学連携・先進技術開発をテーマに、先進的・独創的な取り組みを行っている施設等の視察を行う。
- ◎先端的な産業や研究機関の誘致・集積を図るため、ラウンドテーブル等による産学官連携体制の強化や、震災復興特区制度および技術開発、企業立地等に関する支援制度の活用促進等に取り組む。

重点事業3：東北の魅力を訴求した観光の振興

(1) 国内外からの誘客促進に向けた取り組み

- ◎東日本大震災の影響から大きく落ち込んでいるインバウンド需要の回復に向け、東北観光推進機構等との連携により、海外へ向けた東北の情報発信を積極的に行い、誘客促進を図る。
- ◎観光庁が主催する「東北観光博」に協力し、東日本大震災以降、大きく落ち込んでいる東北への旅行需要を喚起する。
- ◎福島県における観光産業の復興に向けて、国等が主催する観光イベントやコンベンション等の福島県内での開催を働きかける。

(2) 「観光・物産・文化」を一体とした情報発信等の取り組み

- ◎香港アンテナショップ事業や大規模国際旅行博（台湾）の場等を活用し、風評被害の払拭や、地域資源や地域文化の情報発信を行い、東北地域の認知度向上を図り、東アジアから東北地域への誘客促進を図る。
- ◎福島県における風評被害の払拭や農林水産業の復興に向けて、福島県産の農林水産物や加工食品等の販売促進に取り組む。

重点事業4：一次産業の活性化促進

(1) 農商工連携の推進に向けた人材の育成

- ◎農商工連携の中核となる経営人材の育成を目指し、「農商工連携プロデューサー育成塾」等の実践型研修プログラムを実施する。
- ◎農商工連携での事業化等を中心とした実践面での課題について話し合うセミナー等を開催する。

(2) 東北の森林・林業の再生に向けた取り組み

- ◎東北の森林・林業の再生・振興を図るため、（社）日本プロジェクト産業協議会等との連携により、「次世代林業サミット」を開催する。

重点事業5：環境・資源エネルギー問題への対応

(1) エネルギーの安定供給に向けた取り組み

- ◎電力の安定供給とエネルギーに関する諸課題への理解を深めるため、エネルギー関連研究機関等との共催により、シンポジウムを開催する。
- ◎エネルギーの安定供給に関する課題や東北の産業への影響等について実態調査を行う。

(2) 環境・資源エネルギー関連産業の育成に向けた取り組み

- ◎「藻類バイオマス」等の再生可能エネルギーに関するプロジェクトについて、関係機関と連携して、実現に向け推進していく。

重点施策2：東アジア経済圏との連携強化

重点事業6：東アジアを中心とした海外との経済交流の拡大

(1) 東北における国際物流戦略の展開強化

- ◎東北に立地する企業の国際競争力の強化のため、国際物流に関するニーズを把握し、物流の効率化や輸送コストの削減につながる提案を行い、使い勝手のよい東北の港湾の実現に向け取り組む。
- ◎45フィート国際海上コンテナの東北全域での利活用の拡大に向けて、荷主企業等に対する情報提供とニーズ把握を行うほか、国や港湾管理者とも連携した活動を実施する。

(2) 地域産品の海外販路開拓への支援

- ◎東北の地域産品の海外販路開拓に意欲的な生産者や販売事業者に関する情報収集を行うとともに、地域金融機関等と連携して販路開拓を支援する。

(3) 中国からの訪日客の増加に向けた取り組み

- ◎「日中国交正常化40周年」を踏まえ、政府はじめ関係機関の交流事業に協力し、日中双方の理解促進と訪日客の増加に資する。
- ◎「2012年日中経済協力会議―於ハルビン」への参加を通じ、中国東北地方との連携強化を図る。

重点施策3：地域の持続的発展のための基盤整備

重点事業7：連携・交流の基盤となる基礎的社会資本の整備促進

(1) 基礎的社会資本の整備促進

- ◎東北地域の復興に不可欠な社会資本の早期復旧、震災を踏まえた今後の社会資本整備のあり方等を訴えるため、フォーラムを開催する。
- ◎復興道路の早期完成ならびに域内の高規格幹線道路等の整備促進に向け、復興道路会議や社会資本整備審議会道路分科会・東北地方小委員会等に参画する。

◎東北のグローバル拠点である仙台空港の活性化を図るため、空港の民営化等の検討に参画する。

(2) 高速交通ネットワークの整備促進

◎日本海沿岸地域の沿線の産業経済活性化に向け、極めて重要な路線である日本海沿岸東北自動車道の整備促進を訴えるため、フォーラムを開催するとともに、政府等の関係機関への要望活動等を実施する。

◎北海道新幹線（新青森・札幌間）および北陸新幹線（長野・上越・金沢間）の整備促進に向けて、要望活動等を実施する。

重点事業8：情報通信インフラの整備・利活用の促進

(1) ブロードバンド環境の整備・利活用の促進

◎東日本大震災からの復興等を踏まえたICT利活用の取り組みをテーマに講演会、視察会を開催する。

(2) 準天頂衛星計画推進への協力

◎衛星測位情報の産業面での高度利用等の計画推進に向けた周知活動等に取り組む。

重点事業9：広域連携の推進

(1) 北海道・東北の官民による広域連携の推進

◎北海道・東北未来戦略会議（事務局：当会）との連携により開催する「第7回ほくとうトップセミナー」等において、戦略的に取り組むべき新たな広域連携方策について協議する。

(2) 東北圏広域地方計画の実現に向けた活動支援

◎東日本大震災を踏まえて、東北圏広域地方計画協議会（会長：高橋宏明 当会会長）のもと、東北圏広域地方計画の検証・点検作業ならびに必要な応じた計画改定に参加する。

IV. 活動計画

1. 委員会活動

(1) 東日本大震災復興対策委員会

- ◎被災地における復興状況や復興への課題、国・県等における復興施策の進捗状況について情報収集、分析を行う。
- ◎復興への課題解決のための方策や、復興に必要な施策、予算措置等について検討を行い、国・県等関係機関への働きかけ等を行う。
- ◎国・県における復興施策や支援制度等について、当会会員に情報提供を行う。

(2) 経済政策委員会

- ◎東北の経済動向等を踏まえ、政府の予算編成や経済財政運営等について政策提言・要望活動を引き続き実施する。特に、喫緊の課題である震災復興や地域経済の運営に向けた政策提言・要望活動を機動的に実施する。
- ◎会員企業に対するアンケート調査の実施を通じて、景気・経営等についての情報発信を行う。
- ◎東日本大震災後の復興状況、復興支援策に対する要望事項について、適宜アンケートや実地調査を行い、提言、要望活動等に反映させる。
- ◎経済情勢や今後の政策等を把握するため、経済財政白書説明会や経済講演会を開催する。

(3) 産業政策委員会

- ◎東経連ビジネスセンターの活動を通じて、以下の支援活動を行う。
 - ・マーケティング・知的財産事業化支援事業
 - ・産学連携・アライアンス支援事業
 - ・グローバル・ビジネス支援事業
 - ・先端的な自動車関連産業の集積促進
 - ・ビジネス講座事業
 - ・震災復興プロジェクト
- ◎イノベーションの創出による震災復興の促進、研究機関等の誘致・集積等に産学官が一体で取り組むため、産学官トップによるラウンドテーブルを開催する。
- ◎関係機関との連携により、自動車・半導体等の関連産業の集積促進や関連した人材育成への支援、東北地域への企業・研究機関の誘致を行う。
- ◎東北加速器基礎科学研究会の活動を強化し、東北復興の象徴的プロジェクトにILCを位置づけ、実現に向けた取り組みを推進する。
- ◎地域企業のものづくり基盤強化に向けて、先進的、独創的な取り組みを行う企業等の視察会を実施する。
- ◎東北ニュービジネス協議会、東北地区信用金庫協会等と共同で東北企業の技術および商品の展示を行う「ビジネスマッチ東北 2012（秋）」（仮称）を開催する。
- ◎中国華東ビジネス連携戦略部会のもと、江蘇省無錫市をはじめとして、華東地域との連携によるビジネス交流の促進を図る。

- ◎食を中心としたナチュラル・イノベーション関連産業の活性化、農商工連携人材の育成および農水産物・加工食品等の輸出促進を行うほか、関連するセミナー等を開催する。
- ◎震災復興に資する特区制度や技術開発、企業立地補助金等の支援制度に関する情報提供を積極的に行い、利活用を促進する。

(4) 地域政策委員会

- ◎北海道・東北未来戦略会議（事務局：当会）との連携により開催する「第7回ほくとうトップセミナー」等において、戦略的に取り組むべき新たな広域連携方策について協議する。
- ◎東日本大震災の影響や復興状況を検証しながら、東北圏広域地方計画の見直し作業に協力し、これからの国土形成における東北圏に係る方針および目標、具体的な戦略の明確化に努める。
- ◎東北の森林・林業の再生・振興を図るため、（社）日本プロジェクト産業協議会等との連携により、「次世代林業サミット」を遠野市で開催する。

(5) 環日本海経済交流委員会

- ◎東北の地域産品の海外販路開拓に意欲的な生産者や販売事業者に関する情報収集を行うとともに、地域金融機関等と連携して販路開拓を支援する。
- ◎各県や経済団体と連携し、「香港アンテナショップ」や大規模国際旅行博（台湾）の場等を活用して地域産品の風評被害払拭や販売促進を図る。
- ◎日中経済協力会議への参加を通じ、中国東北3省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）人民政府等との協力関係の更なる強化を図るとともに、日・中両東北地域間の経済交流の拡大・深化に努める。
- ◎APEC開催を控え、開発・投資が進む極東ロシアとの交流に向けた調査を行う。

(6) 交通運輸委員会

- ◎復興道路の早期完成ならびに域内の高規格幹線道路等の整備促進に向け、復興道路会議等への参画や要望活動を実施する。
- ◎東北の社会資本を考えるフォーラムおよび日本海沿岸東北自動車道建設促進フォーラムの開催等を通じ、東北における社会資本の整備促進に取り組む。
- ◎東北に立地する企業の国際競争力の強化のため、国際物流に関する荷主企業のニーズを把握し、物流の効率化や輸送コストの削減につながる提案を行い、使い勝手の良い東北の港湾の実現に向けて取り組む。
- ◎45フィート国際海上コンテナの東北全域での利活用の拡大に向けて、荷主企業等に対する情報提供とニーズ把握を行うほか、国や港湾管理者とも連携した活動を実施する。
- ◎東北のグローバル拠点である仙台空港の活性化に向けて、国際物流網の構築や空港の利便性向上等により、旅客や貨物の増加につながるよう、空港の民営化についての検討会に参画する。

(7) 情報通信委員会

- ◎災害に強い情報通信インフラの復興整備、ICT活用による産業基盤・生活基盤の再構築、取り組み等をテーマに視察会、講演会を開催する。

- ◎準天頂衛星計画に係る衛星測位情報の産業面での高度利用等の計画推進に向けた周知活動等に取り組む。
- ◎関連機関と連携しながら、東北におけるコンテンツ産業の振興、組み込みソフトウェアの人材育成への支援を行う。

(8) 環境資源エネルギー委員会

- ◎再生可能エネルギー開発や環境・資源エネルギーに関する最新動向等をテーマに視察会、講演会を開催する。
- ◎仙台市と東北大学および筑波大学で共同研究している「藻類バイオマスプロジェクト」の実現に向け、参画し協力していく。
- ◎エネルギーの安定供給に関する課題や東北の産業への影響等について実態調査を行うとともに、理解促進を図るため、シンポジウムを開催する。

(9) 観光文化委員会

- ◎香港アンテナショップ事業や大規模国際旅行博（台湾）の場等を活用し、風評被害の払拭や地域資源や地域文化の情報発信を行い、東北地域の認知度向上を図り、東アジアから東北地域への誘客促進を図る。
- ◎日中国交正常化40周年事業への参画を通じて、日中双方の理解促進と訪日旅行客の増加に資する。
- ◎東日本大震災の影響から大きく落ち込んでいるインバウンド需要の回復に向け、東北観光推進機構等との連携により、海外へ向けた東北の情報発信を積極的に行い、誘客促進を図る。
- ◎観光庁が主催する「東北観光博」に協力し、東日本大震災以降、大きく落ち込んでいる東北地域への旅行需要を喚起する。
- ◎福島県における農林水産業や観光産業の復興に向けて、福島県産の農林水産物や加工食品等の販売促進に取り組むとともに、国等が主催する観光イベントやコンベンション等の福島県内での開催を働きかける。

2. 地域懇談会活動

会員との意見交換やニーズの把握を通じて、各種事業の強化に努めるとともに、会員サービスの向上を図る。

- ・地域懇談会（会員懇談会と地域フォーラムを同時開催）
- ・会員懇談会

3. 調査研究、政策提言・要望活動

東日本大震災からの復興状況や復興支援策等について、また、エネルギーの安定供給に関する課題や東北の産業への影響等について把握するため調査を行い、震災復興への政策提言・要望活動につなげるほか、政府の経済対策、税制、規制緩和、新産業創出や社会資本整備等に関する政策提言・要望活動に取り組む。

◎調査研究活動

- ・ 東日本大震災後の復興状況、復興支援策等に関するアンケート調査や実地調査
- ・ エネルギーの安定供給に関する課題や東北の産業への影響等に関する実態調査

◎主な当会主体の要望

- ・ 震災復興に関わる要望（福島の地域再生を含む）
- ・ 平成25年度政府予算に関する要望

◎主な他団体との共同要望

- ・ 三経連経済懇談会要望
- ・ 東北の社会資本整備を考える会要望
- ・ 日本海沿岸東北自動車道建設促進フォーラム実行委員会要望

4. 各界との懇談会活動

各界各層との意見交換を行うため、以下の各種懇談会等を開催する。

- ・ (社)日本経済団体連合会との懇談会
- ・ 三経連経済懇談会（北海道・北陸経済連合会との懇談会）
- ・ 参与会（東北の主要大学長との懇談会）
- ・ 顧問会
- ・ 国会議員との懇談会
- ・ 国の地方行政機関との懇談会

5. 広報および会員コミュニケーション活動

(1) 広報活動

◎「東経連情報」による報道機関への情報提供やホームページの活用により、当会の事業活動等への理解促進を図る。

(2) 会員コミュニケーション活動

◎会員のニーズ把握や政策提言活動への反映等に向けて、会員アンケートの充実や個別ヒアリング等、効果的な方法を工夫し、会員との意思疎通強化を図る。

(3) 出版活動

◎当会の事業活動および東北の経済・社会・文化に関する情報発信を目的に、出版活動を実施する。

- ・ 東経連月報
- ・ 東経連要覧
- ・ 提言および調査報告書

6. 公益法人改革への対応

平成25年4月1日の新法人への移行実現に向けて、定款を変更の上、公益目的支出計画を作成（実施完了期間（見込み）5年間）し、行政庁への移行認可申請を行う。

以 上